

貸し会議室 利用規約

谷町六丁目 貸し会議室は、飯田真弓税理士事務所（以下「当所」といいます）が経営する施設です。スペースに空きがある場合に、会議やワークショップ等、地域コミュニティ等に提供することを目的として施設を貸し出しします。以下の各項目は空きスペースの貸し出しに関する貸し会議室の利用規約（以下「本規約」といいます）となります。

尚、前提として、谷町六丁目 貸し会議室は以下の項目に該当する方のご利用をお断りいたします。

- ・暴力団、暴力団員、暴力関係団体または関係者及びその周辺者、その他反社会的勢力に属されている方、ならびにその周辺者またはその疑いがあると当方が判断する方。
- ・宗教、政治活動、ネットワークビジネスなどの勧誘、違法販売セミナー、その他法律に反する目的によるご利用をされる方またはその疑いがあると当方が判断する方
- ・公序良俗に反する行為を行う方、またはその疑いがあると当方が判断する方。
- ・施設近隣に迷惑を及ぼす恐れがあると当方が判断する方。
- ・他人に伝染する恐れのある疾病を有する方。
- ・未成年者のみでの利用。

1. 利用時間

利用時間には準備や後片付けを含めた、入室時間から退出時間までのすべての時間を含みます。利用時間については、当所と利用者とは協議し決定するものと致します。時間を経過して利用を継続した場合、基本利用料金に準じて延長利用料を申し受けます。

2. 利用に関する事前了承事項

本規約における利用とは、対象となる貸し会議室の当所の貸し出しによる利用を許可することであり、当該貸し会議室の排他的な占有権を利用者に認めるものではありません。以上より、利用者は、貸し会議室の定期的な利用が長期に渡る場合であっても借地借家法の適用は受けず、賃借権は発生しないことを予め了承するものとします。なお、定期的なご利用に関しては、別途予めご相談ください。

3. 貸し出しにあたっての制限

次の各号にあたる内容での貸し会議室の貸し出しはいたしかねます。

- (1) 公序良俗に反し風紀上の問題が発生する虞がある、あるいはその確認が困難と当所が認めた場合
- (2) 他の利用者や近隣に迷惑や危険が及ぶ虞があると当所が認めた場合
- (3) その他問題のある行為や使用があると当所が判断した場合や内容が当所の方針に添わない場合
- (4) 利用者は許可なく施設の使用権の全部もしくは一部を譲渡または転貸した場合。正式な利用受付がなされた以降でも、本利用規則に抵触する場合、施設利用の取消または使用停止の措置をとる場合があります。その場合、利用者の如何なる損害に対しても当方は一切の責任を負いません。また、受領済みの利用料金の返還もいたしません。

4. ご予約方法

ご利用を検討される場合、WEBページ (https://iidamayumi-tax.jp/?page_id=349) からお問合せください。当所スタッフから折り返しご連絡をさせていただきます。【ご予約確定メール】の連絡をいたします。

5. 支払方法

利用料は、【ご予約確定メール】にてご確認ください。お支払いは事前に当所の指定する銀行振込をお願い致します。申込確定後、1週間以内に利用料をお支払いください。恐れ入りますが振込手数料については利用者でご負担をお願いいたします。1週間以内にお支払いがない場合はキャンセルとさせていただきます。

6. 領収書

銀行からのお受け取りの【お振込控え】または、インターネットバンキングの場合はお振込明細の印刷書類が領収書の代わりとなります。当所発行の領収書が必要な場合は、その旨事前にご連絡下さい。

7. ご予約キャンセル

ご予約のキャンセル申請及び利用日の変更の申請は、メールに加え、必ず電話での連絡を併せてお願いいたします。キャンセル料金は、当所がキャンセル申請を受理した日から起算し、当該使用料金に対して次の各号の割合で発生します。（2日以上続けてご利用の際は、ご利用初日から起算いたします。）ただし、利用日の変更については変更可能な場合1回に限り無料で承ります。利用者の都合により利用申し込み内容を変更する際は、お電話にてご連絡ください。なお、利用申し込みのキャンセルの際は以下のキャンセル料をお支払いいただきます。

- (1) 利用日の15日前までのキャンセル---50%
- (2) 利用日の7日前までのキャンセル---70%
- (3) 利用日の3日前までのキャンセル---100%

8. 禁止事項

以下に掲げる行為を禁止します。

- ・施設内及び敷地内、または周辺の路上での喫煙
- ・施設内に火災や爆発を発生させる恐れのある危険物の持ち込み、悪臭を発生させる物品または不潔な物品の持ち込み
- ・敷地内でのBBQやたき火等の火気の使用
- ・施設内及び敷地内（特に屋外）での大声での会話、放歌高吟、楽器演奏、過大な音量での音響機器の使用など、近隣に迷惑のかかる行為
- ・施設内及び敷地内へのペットを含む鳥獣類や生体の持ち込み
- ・施設内及び敷地内に新たに錠やカメラその他機器を設置したり、無断で錠を交換すること・当方に許可なく施設及び敷地内の撮影を行うこと及び施設内外の画像や動画を無断で使用すること・敷地内の共用部に私物を置いたり、たむろすること
- ・敷地内および周辺において当方に許可なく印刷物等を配布したり、部品を販売したり、看板を掲示または設置すること
- ・敷地内及び周辺の建物や路上等にバイクや自転車を駐輪したり、自動車を駐車すること・申し込みの際の利用目的と実際は異なる目的での施設の利用
- ・公序良俗に反する行為またはその疑いがあると当方が判断する行為を行うこと
- ・許認可もしくは資格が必要な内容をその資格がない状況で施設を利用し、実施すること・敷地内住人及び近隣に迷惑を及ぼす恐れがあると当方が判断する行為を行うこと
- ・暴力行為、不法行為、反社会的行為を行う恐れがあると当方が判断する行為を行うこと
- ・当所の利用に際して

貸し会議室利用者に合わせた電話対応は承れません。必ず利用者側で貸し会議室への誘導や他の利用者の出欠の確認などをお願いいたします。安全確保のため貸し会議室のカギはお貸し出ししておりません。利用時間中でもスタッフがスペースに入ることがあります。当方に許可なく貸し会議室以外のスペースに立ち入ることを禁止します。

9. 損害賠償

利用者（当日利用する他の利用者も含みます）が建造物、設備、什器、備品等を毀損・汚損或いは紛失された場合、または、利用者が本規約の記載事項に反したことにより当所が損害を被った場合、利用者はその損害を賠償するものとします。また、天災や事故及び貸し会議室利用に伴う人身事故、並びに紛失、盗難等のあらゆる事件・事故等の当所の責に帰さない事由により、やむを得ず貸し会議室利用が停止もしくは遅延となった場合でも、当所は利用者が生じた損害を賠償する責は負いません。ただし、貸し会議室内の機材故障等などの場合でも当該利用料金の範囲内での保証となります。

12. 安全管理、清掃

施設利用時間中は利用者の責任のもとに防災・防犯等の安全管理や衛生管理を行ってください。施設利用時間終了時までには、備品返却、清掃、安全、終了確認を行ってください。

13. 原状回復

室内は常に清潔にご利用いただけますよう心がけをお願いいたします。ゴミは利用者が責任を持ってお持ち帰りください。利用終了時には机・椅子などの備品を所定の位置にお戻しください。補修や特別な清掃、残材、ゴミ処理または機材の破損・紛失等につきましては別途実費をご負担いただきます。

14. 注意事項

ご利用中はご利用責任者の方は当方と常時連絡が取れる状態をお願い致します。

15. 設備・備品

当方で別途ご用意できる設備や備品はございません。足りない機材や備品は利用者自身でご用意ください。既に備え付けてある、設備や備品を外したり変更することはできません。設備機器に故障または不具合が生じた場合、まず当所スタッフ（080-3817-5562）にご連絡願います。なお、設備機器の不具合を理由とする損害賠償等の費用について、当方は一切の責任を負いません。

16. 食材、調味料、酒類について

備え付けの食材や調味料はございません。恐れ入りますが、お客様でご用意をお願いいたします。施設内での飲酒につきましては固くお断り申し上げます。（当方が飲酒していると判断する場合、ご利用を中止させていただきます。）

17. 駐車場について

駐車スペースはご用意しておりません。お近くのコインパーキングをご利用下さい。

18. 個人情報の取り扱いについて

当方は個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)、経済産業省および厚生労働省ガイドライン等を遵守し、個人情報に関する情報セキュリティの確立に努めます。

19. 反社会的勢力の排除

利用者は、自己（当日利用する他の利用者も含みます）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。なお、利用者が当該確約に違反した場合当所は、事前に通知せずに、当該利用者による貸し会議室の利用の停止を行うことができるものとします。この場合、当該利用者（当日利用する他の利用者も含みます）に損害が生じた場合でも、当所は一切責任を負わないものとします。

20. 規約の変更

当所は、本規約を予告なく任意に変更することができます。

谷町六丁目 貸し会議室
2022年1月1日 改定